

平成20年9月22日

保護者様

朝霞市立朝霞第四中学校
校長 内田 明

東朝霞公民館の利用について

新涼の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃、本校の教育活動に御理解・御支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、東朝霞公民館を利用する本校の生徒の状況ですが、具体的には下記に示すように、一部の生徒が施設ばかりでなく利用者に対してもたいへんな迷惑をかけております。

これまで、公民館とは協力しあいながら、関係生徒を指導するとともに、全校集会・学年集会・学級活動等で公共施設利用マナーについても指導してまいりましたが、改善されませんでした。

つきましては、学校として、やむなく「本校生徒の東朝霞公民館への出入り禁止」の措置をとることとなりました。今後は一日も早く、本校生徒が公の施設を健全な形で利用できるよう、指導してまいりたいと考えます。保護者の皆様には、下記の内容について御理解をいただき、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 利用の状況

- ・フロアにおいて寝転がって菓子を食べ散らかす。
- ・ペットボトルをバット代わりにして野球のまねをする。
- ・トイレットペーパーを投げ捨てる。
- ・自転車で出入口をふさぐ。
- ・下級生を追いかけて館内を大騒ぎして駆けずり回る。
- ・長時間にわたり、フロアやテーブルを占領する。
- ・鉄砲にてBB弾を人に向かって打つ。

2 暫定的な措置

東朝霞公民館への四中生徒の出入りを禁止する。

3 出入り禁止期間

当分の間